

J A 静岡厚生連中伊豆温泉病院 (介護予防) 通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 静岡県厚生農業協同組合連合会が開設する J A 静岡厚生連中伊豆温泉病院（以下「当院」という。）において実施する（介護予防）通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 （介護予防）通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、（介護予防）通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当院では、（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当院では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当院では、地域の中核（介護予防）通所リハビリテーションとなるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当院が得た利用者の個人情報については、当院での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当院の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 J A 静岡厚生連中伊豆温泉病院
事業所名 通所リハビリテーション リハッピー
- (2) 開設年月日 昭和42年10月1日
- (3) 所在地 静岡県伊豆市下白岩75番地
- (4) 電話番号 0558-83-3333 FAX 番号0558-83-1021
- (5) 管理者名 安田 勝彦
- (6) 介護保険指定番号 2210310179号

(従業者の職種、員数)

第5条 当院の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 管理者 | 1人(病院と兼務) |
| (2) 医師 | 1人以上(病院と兼務) |
| (3) 理学療法士 | 1人以上(病院と兼務) |
| (4) 介護職員 | 3人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当院職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、(介護予防)通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士は、医師や介護職員等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 (介護予防)通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。営業時間は午前8時00分から午後5時00分までとする。ただし、国民の祝日、年末年始(12月30日から1月3日)、その他理事長の定めた休日、開院記念日を除く。
- (2) サービス提供時間は月曜日から金曜日の午前9時20分から午後3時40時までとする。

(利用定員)

第8条 (介護予防)通所リハビリテーションの利用定員数は、30人(月平均)とする。

((介護予防)通所リハビリテーションの内容)

第9条 (介護予防)通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、介護職員等によって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 3 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額は次のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(事業の実施地域)

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
伊豆市（土肥地区を除く）

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 (介護予防)通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取する。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 飲酒・喫煙は禁止する。
- (3) 火気の取扱いは、禁止する。
- (4) 設備・医療機器の操作は職員が行なう。
- (5) 所持品・備品等の持ち込みは、スタッフと相談の上、行なう。
- (6) 金銭・貴重品の管理はご自身、ご家族で責任を持つこととする。万が一、紛失した場合も当施設では賠償しない。
- (7) (介護予防)通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、職員に相談する。
- (8) 宗教活動、政治的活動は、他の利用者の迷惑となるので禁止する。
- (9) ペットの持ち込みは、禁止する。
- (10) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (11) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。詳細については当院防災マニュアルに従う。

(職員の服務規律)

第 14 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) (介護予防)通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 15 条 病院職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 16 条 職員の就業に関する事項は、別に定める静岡県厚生農業協同組合連合会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 17 条 職員は、当院が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 18 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 19 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、就業規則に従い懲戒処分の対象とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 20 条 当院は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 第 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 当院は、サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員(月平均)を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 (介護予防)通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、静岡県厚生農業協同組合連合会の理事会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行。
平成 18 年 9 月 1 日より改定。
平成 24 年 12 月 1 日より改定。
平成 25 年 4 月 1 日より改定。
平成 26 年 4 月 1 日より改定。
令和 6 年 3 月 25 日より改訂。